



2025 年 11 月 17 日

〒222-0034

神奈川県横浜市港北区岸根町 660 番地 19

合同会社 Happy horse

代表社員 東 博文 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年



質問状



株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 8 月 31 日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主（以下「本特定株主ら」といいます。）に関し、当社が 2022 年 10 月 24 日開催の取締役会においてその導入を決議し、同年 11 月 24 日開催の当社第 38 期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、2025 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為の存否に関する判断に向けた検討手続を開始することを決議するとともに、②本買収防衛策に関して設置された独立委員会に対して、本特定株主らによる共同協調行為が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議いたしました。

貴社は、本株主名簿において、当社株式 143,900 株（3.84%）を保有する株主として記載されておりますところ、当社取締役会は、貴社が、本特定株主らとして当社株式の買集めに関与した疑義を認識しております。

つきましては、当社において貴社が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2025 年 11 月 21 日（金）までに**書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、貴社代表者の署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承願います。



受付通番：G01909020000100000 号

1/5 頁



(1) 貴社及び関連法人・関係者の概要

- ・貴社の沿革、資本構成、出資者の氏名・構成比、資金の貸借関係の有無。
- ・主要な取引先及び顧問・助言者（法務・財務・投資等）。
- ・他の投資事業組合やファンドとの関係がある場合は、その名称及び関与内容。

(2) 当社株式の取得経緯

- ・当社株式の取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得または処分の状況。
- ・当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(3) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・特に、下記のとおり貴社と同じく GFA 株式会社（現 abc 株式会社。商号変更の前後を問わず、以下、「GFA」といいます。）に関する取引に関与等していることから一定の関係が存在することが合理的に疑われる、①バイオセラミック株式会社（以下、「バイオセラミック」といいます。）及び②KING 有限責任事業組合、並びに、バイオセラミックと同じ櫻井重彰氏が代表者を務める③合同会社 YN 企画（以下、「YN 企画」といいます。）及び④株式会社情報システム総合研究所（注1）（以下、「情報システム総合研究所」といいます。）については、これら①から④までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア) バイオセラミックの唯一の取締役である**櫻井重彰氏**は、YN 企画の代表と同一人物であるところ、株式会社イメージワンによる Seacastle Singapore Pte. Ltd 及び GFA に対する 2025 年 8 月 4 日を割当日とする株式及び新株予約権による第三者割当増資に関して、GFA の専務取締役である片田朋希氏から第三者割当増資の引受けについて相談を受けて、バイオセラミックから GFA に対する貸付けを行っていること

(イ) Happy horse の代表社員であった東博文氏が GFA の代表取締役であった片田朋希氏から打診を受けて、Happy horse は、GFA による 2023 年 8 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株発行を引き受けていること



(ウ) KING 有限責任事業組合の組合員で相良健志氏は、Happy horse の事務上の連絡先及び担当者であり、同氏の住所が Happy horse の本店所在地になっていること

(エ) KING 有限責任事業組合の組合員である相良健志氏と株式会社情報システム総合研究所 (VN 企画と同じ櫻井重彰氏が代表者) の取締役である菊本博之氏 (注 2) が組合員であったサステナブル有限責任事業組合は、①GFA に対して 2022 年 4 月 28 日に 1 億円の貸付けを行っており、同年 3 月 31 日現在で GFA の第 2 位株主 (持株割合 4.29%) であったこと、②GFA の現・代表取締役社長である松田元氏がかつて代表取締役社長を務め (2018 年 7 月～2020 年 4 月)、現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 8 月から現在まで代表取締役社長を務めている他、2025 年 9 月から GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が社外取締役を務める株式会社オーケーウェブ (旧社名・オウケイウェイブ) 以下、「オウケイウェイブ」といいます。同社の 2025 年 6 月末現在の第 2 位株主は GFA (持株割合 5.31%)、第 9 位株主は杉浦元氏 (同 1.65%) (注 3) につき、2022 年 6 月末現在 (第 1 位株主、持株割合 3.86%) から大株主であり、その後も確認できる限り 2023 年 12 月 31 日現在まで一貫して大株主 (第 3 位株主、持株割合 2.24%) であったこと、③現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 3 月から 2023 年 5 月まで社外取締役を務めていた株式会社エスポアにつき、2022 年 2 月末現在 (第 4 位株主、持株割合 5.98%) から大株主であり、その後も確認できる限り 2024 年 2 月末現在まで一貫して大株主 (第 5 位株主、持株割合 5.34%) であったこと

(4) 実質的支配者情報

- ・貴社の実質的支配者 (Beneficial Owner) の氏名・住所・国籍等の開示。
- ・法務局に届出済みの場合は「実質的支配者情報一覧 (BO リスト)」の写しを添付。

(5) 当社経営への関与方針

- ・当社に対する提案行為又は経営関与 (取締役選任、資本提携、事業提携等) の意図の有無。
- ・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

以 上

注 1) なお、情報システム総合研究所の取締役である湯川洋児氏は、株式会社ナレッジキャピタル (以下、「ナレッジキャピタル」といいます。) の代表取締役であるところ、証券取引等監視委員会は、ナレッジキャピタルを検査した結果、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行い、金融商品取引法 63 条 4 項に基づき同社を金融商品取引業者とみなして適用する同法 38 条 1 号に該当するとの法令違反の事実が認められたため、検査結果をナレッジキャピタルに通知するとともに、金融庁長官に対して、適切な措置を講じるための情報提供を行っています (2012 年 10 月 16 日付け「株式会社ナレッジキャピタルに対する検査結果について」 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-1.html) 参照)。

注 2) なお、菊本博之氏は、ファーストメイク・リミテッド株式会社 (以下、「ファーストメイク・リミテッ



ド」といいます。) 監査役(代表取締役は前一明氏)であるところ、ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務(アドバイザー業務)で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。) 66 条の 14 第 1 号ニ、金商法 40 条 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令 123 条 1 項 5 号、金商法 66 条の 15 が準用する同法 40 条 2 号に基づく同府令 281 条 3 号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担(増資引受先紹介者としての名義貸し=真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾)につき、金商法 51 条に該当したとして、2016 年 3 月 28 日、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より 3 か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです(2016 年 3 月 25 日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>) 及び「証券取引等監視委員会の活動状況(平成 28 年 6 月)」219~220 頁参照)。

また、菊本博之氏は、北日本紡績株式会社(以下、「北日本紡績」といいます。)による 2021 年 7 月 21 日付け「第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行に関するお知らせ」

(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20210721/140120210721470080.pdf>)において、令和キャピタル有限責任事業組合(以下、「令和キャピタル」といいます。)の出資者として記載されているところ、令和キャピタルは、GFA の 2021 年 5 月 21 日付け有価証券届出書(<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100LDPL.pdf>)において、新株及び新株予約権の払込みに要する財産について、株式会社和円商事(以下、「和円商事」といいます。)からの借入金を原資としている旨が記載されています。この点、和円商事は、2020 年 10 月 30 日付け「『北日本紡績』に続き『ブラコー』乗っ取りを画策する仕手連合(2)」と題するアクセスジャーナルの記事において、北日本紡績の経営権を奪った後、篠原猛氏

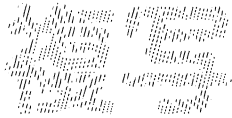
と共に有限会社フクジュコーポレーションの裏で指示を出して、ブラコーの経営支配権取得を図ったと報じられています。また、和円商事は、個人 A とみなし共同保有者の関係にあったところ、個人 A 及び和円商事は、株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、虚偽の記載を行ったとして金融庁から課徴金納付命令の決定を受けております(2024 年 8 月 28 日付け「(株)三ツ星株式に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-4.html>) 及び同日付け「(株)三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-3.html>) 参照)。



注3) 同社は、2025年10月29日付けで、GFA との間で、包括的システム開発支援委託契約を締結していることを公表しています。



差出人 〒276-0020
千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷佳津年

受取人 〒222-0034
神奈川県横浜市港北区岸根町660番地19
合同会社Happy horse

代表社員 東 博文様

郵便認証司

7.11.17

この郵便物は令和7年11月17日
第13270311294号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G01909020000100000 号

5/5 頁

東 文

7.11.17

18-24

